令和4年第2回定例会環境生活委員会会議録

令和4年6月14日 午前10時 全員協議会室

出席者氏名

 石引
 礼穂
 委員長
 札野
 章俊
 副委員長

 山宮留美子
 委員
 滝沢
 健一
 委員

 大竹
 昇
 委員
 後藤
 敦志
 委員

 鴻巣
 義則
 委員

執行部説明者

萩原 市民生活部長 荒槇 由美 市 長 勇 産業経済部長 菅沼 秀之 都市整備部長 落合 勝弘 大堀 敏雄 市民窓口課長 税務課長 持田 優 コミュニティ推進課長 鴻巣 倫子 商工観光課長 海老原雅男 環境対策課長 渡辺 一也 都市計画課長 仲村 真一 下水道課長 道路整備課長 永井 悟 石井 考幸 都市施設課長 橘原 岡川 下水道課長補佐 関川 徹(書記)

事 務 局

課長補佐 清宮 恒之

議題

議案第2号 龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について

議案第5号 和解に関することについて

議案第7号 令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

(龍ケ崎市税条例の一部を改正する条例について)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第15号))の所管事項

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(和解に関することについて)

〇石引委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。本日、傍聴の申し出がありますので、 これを許可いたします。

ここで傍聴の皆様に一言申し上げます。会議中はご静粛にお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。本日の議案審査につきましては、感染症対策と体調管理に努めるため1時間を目安に休憩とりながら会議を進めて参ります。

説明員につきましては、「新型コロナウイルス感染症拡大にかかる対応方針」に基づき 議案に関連する所管課のみの出席とさせていただいておりますのでよろしくお願いいたし ます。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第5号、議案第7号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項、報告第4号の7案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は 一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。それでは 議案の審査に入ります。

議案第 2 号、龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例について執行部から説明願います。 荒槇市民生活部長。

〇荒槇市民生活部長

議案書4ページをお開きください。

議案第 2 号、龍ケ崎市税条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

さらに、委員の皆様には補足資料としまして、税制改正等に伴う市税条例等の改正理由 等概要(議案)という資料を配布させていただいております。

主な改正点につきまして抜粋して説明させていただきます。

今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、令和5年1月1日または令和6年1月1日から施行となるものを国の準則に従って龍ケ崎市税条例等の一部を改正するものでございます。

議案書4ページから6ページまでの内容を新旧対照表にてご説明いたします。

まず新旧対照表1ページをお開きください。

個人市民税にかかるものでございます。

現行制度におきましては、上場株式等の配当所得や、譲渡所得における所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能となっておりますが、今回の改正で、課税方式を一致させることとしたものでございます。

なお、第32条4項につきましては配当所得について、第32条第6項につきましては譲渡所得について規定しておりまして、所得税において総合課税または申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限りに、総所得金額からこれらの金額を除外して算定するとの規定を適用しないこととしたものでございます。

また、申告分離課税分につきましても、所得税において申告分離課税を適用することとし、それ以外の場合には総合課税が適用されることとしたものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページでございます。

ただいまご説明した改正によりまして、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除は、上場株式等に係る譲渡損失金額を生じた年分の所得税について、確定申告書を提出し、かつその後において連続して確定申告書を提出している場合に適用することとするため、第34条の8の規定中を確定申告書に改めたものでございます。

続きまして、市民税の申告、第 35 条の 2 につきまして、新旧対照表の 3 ページをお開きください。

法改正により配偶者特別控除対象配偶者の適用範囲規定を源泉控除対象配偶者としていたところでありますが、納税義務者の所得条件、及び配偶者の所得金額を具体的な規定に整理するため、改正するものでございます。

次に第 35 条の 3 の 2 につきましては退職手当等を有する配偶者及び扶養親族を記載事項に追加するものですが、法律におきましては、扶養親族の氏名はすでに規定にあるため、配偶者の記載事項を追加するものでございます。

給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に自己と生計を一つにする配偶者の氏名を追加 しております。

この配偶者については、納税義務者本人の合計所得金額が 1000 万円以下、配偶者の合計所得金額が 133 万円以下であるものに限ることとしたものです。

退職手当等を有することにより、所得税法上の配偶者控除または、配偶者特別控除の対象とならないものであっても、地方税上は当該控除の対象とならないものについて申告書に記載するよう規定されたため、第 35 条の 3 の 2 の規定中に追加するものでございます。続きまして、新旧対照表、4 ページをお開きください。

第 35 条の 3 の 3 につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書についてでありますが、申告書の提出義務者につきましては、特定配偶者または扶養親族を有する者としているところでありますが、これらの者のうち退職手当等を有することにより、所得税法上の源泉控除対象配偶者に当たらないものであっても、地方税法上は申告書を提出するよう規定されたことから、これに合わせて、第 35 条の 3 の 3 規定中に記載事項としまして、特定配偶者の氏名を追加したものでございます。

次に、付則第 4 条の 4 の 2 につきましては、住宅借入金等特別控除額、いわゆる住宅ローン控除についてですが、具体的には、所得税において住宅ローン控除の適用期限を令和 3 年 12 月入居分から令和 7 年入居分まで 4 年間延長することに伴いまして、個人住民税におきましても、令和 20 年度までに延長する措置を行うことから改正するものでございます。

続きまして新旧対照表、5ページをお開きください。

付則第 11 条の 3 の規定につきましては、上場株式に係る配当所得に係る個人住民税の特例を受ける場合におきまして、個人住民税を所得税と課税方式を一致させるとの法律改正に伴い、確定申告において分離課税を選択した場合にのみ適用とする改正でございます。付則の 18 条の 2 につきましては、租税特別措置法改正に伴い、引用しておりました条及び項が削除されたことにより改正をするものでございます。

新旧対照表の6ページ下段から8ページに続いております、付則第21条の2及び付則第21条の3につきましては、冒頭でも触れました個人住民税を所得税と課税方式を一致させるとの法律改正に伴うもので、これまでそれぞれの申告者からこれまでそれぞれ申告者から確定申告により、課税方式を選択することで適用を受けることが可能となったことから、これまでの規定文を改正するものでございます。

続きまして、新旧対照表の9ページになります。

右側の旧条文につきまして、付則 34 条の規定が削除になります。

これは今回の地方税法の改正により、住宅借入金等特別税額控除の適用について、新型コロナウイルス感染症を踏まえた上乗せ措置に伴い削除するものでございます。

次に、左側の新に戻っていただきまして、第 2 条の龍ケ崎市税条例等の一部を改正する 条例案についてでございます。

これは今回の法律改正に伴いまして、令和3年度に法律改正を行いました改正規定文との整合をとるために、規定文を整理する必要もあるため改正を行うものでございます。

続きまして、議案書の6ページから7ページの説明をさせていただきます。

6ページの下段からになります。

付則についてございます。

第 1 条では当該条例の施行期日がそれぞれの条項により、所得税法や租税特別措置法等の整合を取るため、令和 5 年 1 月 1 日及び令和 6 年 1 月 1 日となっております。

7ページの第2条では、経過措置を規定したものでございます。

説明につきましては以上でございます。

〇石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 札野委員。

〇札野委員

ありがとうございます、細かく説明をいただきまして。

住宅ローン控除のところの緩和があるっていうことらしいんですが、簡単に言うと市税 に関して、どのような影響が予想されるというふうにお考えなのか教えてください。

〇石引委員長

大堀税務課長。

〇大堀税務課長

札野議員のご質問ついてお答えいたしますけれども、先ほどの部長の方からもご説明させていただいた通りなんですけども。

所得税法あるいは租税特別措置法の改正ということで、必要な事項を地方税法が改正されたということですので、基本的なところについて、当然市民税、市税条例ですね、その改正が行われるということです。

これは税の公平性っていうところで議論がされた中で今回の改正に至っているということになりますから、損か得かと言われたときには、あくまでも公平性を担保するために今回改正がされているということがお答えになるかと思います。

以上です。

〇石引委員長

他に、後藤委員。

〇後藤委員

一点だけお聞きしたいと思います。

施行期日についてちょっとお聞かせいただきたいんですけれども、部長の説明の際に施行期日についても令和5年1月1日から施行する規定と令和6年1月1日から施行する規定があって、国の準則にのっとって、今回議案として上げたということだったんですけど。ちょっと教えていただきたいんですけど、今回の報告1号の専決処分との今回の議案との関係なんですけれども、従来国の準則だと、こういった令和4年4月1日に施行だから専決処分で対応しなければいけないものと、例えば今回のようにそれ以降の施行期日であるので議案として対応すべきもの、これは一緒くたに準則になってしまって、だからこそ当市で市税条例を改正する際にも、事務手続きが煩雑だということで、すべて専決処分で処理をされてきたと思うんですけれども、今回こういった専決処分で処理すべきものと、議案として処理すべきもの、しっかり分かれてるっていうのは、これは国の準則がそもそも分かれて示されるようになったっていうことなんでしょうか、ちょっと教えてください。

〇石引委員長

大堀税務課長。

〇大堀税務課長

説明ちょっと若干長くなりますけど、ちょっとご了承いただきたいと思います。

まずですね、これまで、市税条例の改正につきましては、地方税法、あと関係法を、例えば所得税法であるとか、先ほどから申し上げております租税特別措置法、あと法人税なども絡んでくるんですけども、市税条例の内容をですね、国でおろしてきてます準則と市税条例で、こちらを精査しまして、専決処分でやる、いわゆる交付日を基準としてやるのかどうかということで、これまでも当然検討してきたわけです。

毎年行われております、国の税制改正につきましては当然、先ほどの法令にのっとってですね、一つの要するに、後藤議員も当然ご存知かと思うんですけど、本則と付則で法令は成り立っていて、それを基本として、市税条例としておろされてるということ、準則がおろされているということで、今回の改正に至っております。

これまで、施行日というよりは公布日ですね、もうすでに国の方ではこの法令の組み立てについては段階試行だよということで組み立てられたものが交付されていて、すでに国民に対しても広く交付されていると、ということですので、これまで公布日というのを基準日としまして、当然専決処分しかあり得ないだろうということで、これまでやってきたというところなんです。

ただ今回ですね、いろいろ本会議の中でも、後藤議員からも反対討論ということで出ていたっていうことも当然あるんですけれども、それとですね、これまでの近隣の自治体とかですね、あれは全国的に見ても、議案の出し方はどうも変わってきてるというのも当然踏まえまして、今回の議会に関してどういった形でお出しするのがいいのかなと、おはかりするのがよろしいのかなということで検討しておりまして、実は。

そうしましたら、今回国の準則なんですけれども、要するに色分けという形で、準則がおりてきたということであるので、以前に事務の煩雑化っていうようなことも理由にお答えしてたと思うんですけれども、今回色分けもされてるということでよりわかりやすくなっているということで、ただそうは言いましても当然法令としての仕組みとしては、本則と付則は一体でなくてはいけないので、それはもう当然総合的にですね、踏まえまして、今回、4月1日本則の4月1日の施行分については専決処分で報告させていただいて、ただ未来日となっている、先ほど説明させていただいた令和5年1月1日と令和6年1月1日、こちらにつきましては、議案としてお諮りして、ご丁寧に説明をさせていただいた中でご承認いただいて、市税条例の全体として施行していけないかということで、今回お示したということでございます。

以上です。

〇石引委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

〇石引委員長

別にないようですので採決いたします。議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号和解に関することについて執行部から説明願います。 菅沼産業経済部長。

〇菅沼産業経済部長

それでは10ページをお開きください。

議案第 5 号、和解に関することについて、これは東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に係る損害賠償請求に関する和解について議会の議決を求めるものです。

まず一番としまして、和解の相手方、東京電力ホールディングス株式会社代表執行役、 社長小早川智明、二番、経緯と概要についてです。

(1) としまして、平成23年3月に東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故が発生したことにより、市は次に掲げる放射線対策を実施しております。

ア、市内の公共施設等における放射線測定器による空間放射線量の測定。

イ、市民等へ簡易型放射線測定器の貸し出し。

以下、カまでの対策を実施しております。

- (2)、市は前号の放射線対策に要した費用のうち、平成 23 年度及び平成 24 年度の実施分に係る損害賠償金の支払いについて、相手方と協議を行いましたが、一部を除き損害賠償の支払いの合意には至っておりませんでした。
- (3)、令和2年10月8日、合意に至らなかった費用9,558万9,270円に係る損害賠償請求について、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力損害の賠償に関する紛争のあっせんを行う原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申し立てを行いました。
- (4)、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介手続きにおいて、市及び相手方がそれぞれ主張及び立証を行い、同センターから和解案が示されたものでございます。 三番です。和解の内容についてでございます。
 - (1) 、相手方は、市に対し損害賠償金として778万4,100円を支払う。
- (2)、本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、市は相手方に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (3)、本和解に定める金額に係る遅延損害金については、市は相手方に対して別途請求しない。
 - (4)、本件に関する手続費用は各自の負担とする、でございます。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 後藤委員。

〇後藤委員

一点だけ教えてください。

和解内容の 11 ページの和解内容の (4) の手続費用の各自の負担とするということなんですけども、この原子力損害賠償紛争解決センターのあっせんの手続き費用というのは幾らぐらいの費用がかかっているんでしょうか。

〇石引委員長

渡辺環境対策課長。

〇渡辺環境対策課長

お答えします。

センターに対しての手続き費用はかかっておりません。

ここでうたっている手続き費用というのは、多分やりとりする郵送料とか印紙代とかそういったものですので、それはそれぞれ負担するという意味です。

〇石引委員長

後藤委員。

〇後藤委員

和解内容のところで、ここについてちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけど、本 和解に定める金額を超える部分について、当市としての考え方、今後の対応というところ をご説明いただけますでしょうか。

〇石引委員長

渡辺環境対策課長。

○渡辺環境対策課長

本和解以外の案件とは、ほぼほぼ時間外人件費が占めておりますので、ほぼ認められない状況になっておりますので、全国の状況等を調査して状況が変わらなければ、裁判費用をかけてまで、裁判やる必要はないのかなと思っていますが、周りの状況を見ながら、検討していきたいと思います。

以上です。

〇石引委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

〇石引委員長

別にないようですので採決いたします。議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。 続きまして、議案第7号、令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項 について執行部から説明願います。

荒槇市民生活部長。

○荒槇市民生活部長

議案第7号、令和4年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第2号)について説明をさせていただきます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 849 万 5,000 円を追加 し、261 億 6,451 万 1,000 円とするもので、あわせて継続費、債務負担行為、地方債につ いても補正をするものでございます。

12ページをお開きください。

1段目、新長戸コミュニティセンター実施設計費でございます。

これは、新長戸コミュニティセンター整備工事に係る実施設計及び旧長戸小学校体育館 改修工事実施設計に 1 年程度を要することから継続費として補正をするものでございます。 次に第 4 表、地方債補正の追加でございます。

1番目、新長戸コミュニティセンター整備事業でございます。

これは新長戸コミュニティセンター整備工事実施設計、及び旧長戸小学校体育館改修工事実施設計にかかる地方債の補正でございます。

14、15ページをお開きください。

○落合都市整備部長

歳入についてご説明をいたします。

上から、二つ目の表ですね、国庫支出金の表中、1 段目、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(総務管理)につきましては総務委員会所管となりますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして表、四段目でございます。

土木費国庫補助金、通学路緊急対策事業費でございます。

これにつきましては、歳出 21 ページの道路維持費、交通安全施設整備事業、交通安全施設工事に対する国庫補助金でありまして、補助率は10分の5.5でございます。

次にその下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(都市計画)につきましては、同様に歳出 21 ページの公園費、龍ヶ岡公園トイレ改修工事に充当するものでございます。

〇菅沼産業経済部長

二つ飛びまして、商工費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金(商工)6,800万円の増額につきましては総務委員会所管となります。 次のページお開き願います。

〇荒槇市民生活部長

申し訳ございません。一旦14、15ページにお戻りいただきたいと思います。

二段目の表の1番目、個人番号カード交付事務費でございます。

これは後ほど歳出で説明いたします、個人番号カード普及促進費のマイナンバーカード交付予約管理システム機器賃貸借に対する国庫補助金でございます。

補助率は対象経費の10分の10でございます。

〇菅沼産業経済部長

一番上の雑入、原子力発電所事故損害賠償金 778 万 4,000 円の増額につきましては、議 案第 5 号でお諮りいただきました、東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故が 発生したことによる賠償金でございます。

〇荒槇市民生活部長

その下、市債の新長戸コミュニティセンター整備事業債でございます。

これは新長戸コミュニティセンター整備工事実施設計の業務委託及び旧長戸小学校体育 館改修工事実施設計の業務委託に係る事業債でございます。

歳入の説明は以上でございます。

18、19ページをお開きください。

○落合都市整備部長

歳出でございます。

18、19ページでございますが、上から4段目の目、地域振興費でございます。 コードナンバー01024500 公共交通対策費でございます。

まず、旅費につきましては AI オンデマンド交通の導入検討に係る先進事例視察の旅費といたしまして、三重県菰野町及び長野県塩尻町を想定いたしました旅費二名分を計上させていただくものでございます。

また、負担金、補助及び交付金ですが、地域交通支援事業は新型コロナウイルス感染症の拡大により外出自粛に伴う交通機関の積極的な利用自粛の影響を受けた、市内のバス、タクシー、鉄道等の公共交通事業者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大予防を図りながら、地域公共交通の安定的な運航の確保、及び将来にわたる移動の足の確保を図る観点から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、予算の範囲で補助金を交付するものでございます。

〇荒槇市民生活部長

その下、目のコミュニティセンター費の新長戸コミュニティセンター建設事業費の役務 費でございます。

こちらは、新長戸コミュニティセンターの建築確認申請手数料でございます。

委託料は、新長戸コミュニティセンター整備工事実施設計と旧長戸小学校体育館改修工事実施設計費でございます。

その下、目が戸籍住民基本台帳費の、住民記録等証明事務費でございます。

こちらはライン予約システムライセンス使用料の費用でございます。

市の公式ライン上におくやみ窓口の利用予約とパスポートの交付予約ができる機能の追加に伴う費用でございます。

個人番号カード普及促進費でございます。

こちらはマイナンバーカード交付予約管理システムの機器賃貸借の費用でございます。 マイナンバーカードの普及促進策に伴う申請交付数の急増やカードの有効期限切れに伴 う更新業務の増加に対応するため、システム導入の費用となります。

この導入費用は、歳入で計上しています。

国庫補助の対象経費となります。

続きまして、20、21ページをお開きください。

〇菅沼産業経済部長

商工振興費、市街地活性化対策費、負担金、補助及び交付金の交付金 6,800 万円の増額です。

これが新型コロナ感染症により影響を受けている市民を、1万円で1万3,000円分の買い物等ができる商品券を2万セット販売しようとするものです。

補正予算につきましては、プレミアム金額相当の 6,000 万円と事務経費 800 万円を事業の実施主体である龍ケ崎市商工会に交付するものでございます。

〇落合都市整備部長

上から三つ目の表中、目の 2、道路維持費、コードナンバー01081400 道路排水管理費で ございます。

こちらにつきましては、材料費の上昇により、工事費に不足が生じる見込みであります ことから、37万2,000円を増額計上させていただくものでございます。

続きまして、コードナンバー01081500 交通安全施設整備事業でございます。

こちらにつきましては令和3年6月に千葉県八街市で発生いたしました、小学生の下校中の事故をうけまして、緊急実施いたしました通学路合同点検の結果に基づき、交通安全対策といたしまして、区画線の設置及び区画線の引き直し、そして防護柵を設置するため、工事請負費931万7,000円を増額計上させていただくものでございます。

続きまして、一番下の表、目、公園費でございます。

コードナンバー01083300都市公園管理費でございます。

こちらにつきましては龍ヶ岡公園管理棟及びトイレ棟 2 カ所のですね、洋式化及び非接触型水栓の導入など、新型コロナウイルス対策を講じまして、利用者が安心して快適に施設を利用できる環境づくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、工事請負費、4,901 万 6,000 円を増額計上させていただくものでございます。

議案 7 号についての説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇石引委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 札野委員。

〇札野委員

では、何点か。

まず、地域振興費で公共交通対策費の旅費で、先ほどちょっと三重県と言われて、視察に行かれたんだと思うんですけど、その内容をちょっと教えていただければと思いますけど。

〇石引委員長

仲村都市計画課長。

〇仲村都市計画課長

菰野町を選定ということで、菰野町については、当市と同様にですね、鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、こういったものが一体的に運行されていると。

このような中で、やっぱり課題としてはコミュニティバスとデマンド交通の導入の効率的な運行というのは議論されてきたようです。

こういった公共交通の運行効率向上を目的として、オンデマンド交通の導入の検討を開始したというところで導入後の利用者件数も増加しているということで、当市にとっても 非常に参考になるモデルということで候補地として選定をさせていただいてます。

もう一方の長野県塩尻市については、令和 2 年 3 月に地域 MaaS 社会実装シンポジウム というものが開催されていまして、その中でも先進事例として紹介されておりますので、ここに選定させていただいているという状況です。

〇石引委員長

札野委員。

〇札野委員

プレミアム付商品券の件なんですけど、商工業振興費のプレミアム付商品券事業の、これからのスケジュールを教えていただきたいと思います。

〇石引委員長

海老原商工観光課長。

〇海老原商工観光課長

本年度のプレミアム付商品券事業につきましても、昨年度と同様のスケジュールを考えておりまして、申し込みを8月の中旬から9月に行いたいと考えております。

販売開始を 10 月から 10 月いっぱいぐらいで販売をして、販売と同時に使用開始を考え

ております。

使用期限につきましては、令和5年の2月いっぱいを使用可能とする予定でございます。

〇石引委員長

札野委員。

〇札野委員

ありがとうございます。

できれば予告の告知っていいますか、ボーナス時期でもありますので、ちょっと早めに7月とか、その頭ぐらいにでも、何か市民にですね、予告告知ができればいいかなというふうに思いますので、ちょっと検討をお願いいたします。

最後です。

公園費のですね、龍ヶ岡公園の改修、トイレ改修なんですけれども、コロナ対策費の交付金を利用してということなんですけれども、トイレの改修をすることによって、どういったことがコロナ対策になるのかっていうことをお示しいただければと思います。

〇石引委員長

橘原都市施設課長。

〇橘原都市施設課長

それではお答えいたします。

龍ヶ岡公園の今回の工事に関しましては、公園の場所の方なんですけども、2ヶ所ございまして、そこの2ヶ所のトイレを改修をいたします。

今回このコロナ対策ということで、対策といたしましては、まずは飛沫感染防止効果というのがありまして、和式便座を洋式便座に交換、また接触防止効果といたしまして、小便器とか照明を自動のものに交換いたします。

また、手洗い場の水栓なども自動のものに改修いたします。

さらに内壁とか床ですかね、こちらの方に関しても、抗菌とか抗ウイルス効果がございますものに交換するということでございます。

また、ほぼ内装に関しては、大分劣化もしてきておりますので、ほぼ内装に関しては全面改修というようなことで考えております。

以上です。

〇石引委員長

札野委員。

〇札野委員

ありがとうございました。以上です。

〇石引委員長

他に、山宮委員。

〇山宮委員

一点だけお聞きします。

19ページの 01024500 の公共交通対策費の 18番の補助金、地域交通支援事業なんですが、この内訳を教えていただきますか。

〇石引委員長

仲村都市計画課長。

〇仲村都市計画課長

この補助金については昨年度と同様のものになってます。

路線バスの事業者としまして、2 社に対する 8 系統、市内を通っている 8 系統に対して、1 系統当たり 100 万円で 800 万円で、その他、市内に営業所を置く貸切バス事業者が 1 事業当たり 100 万円で4事業者で 400 万円。

なお、同様に市内に営業所を置くタクシー事業者、一般車タクシー車両のこれは台数 1 台当たり 10 万円、44 台で 440 万。

その他、市内で完結する鉄道路線、関東鉄道竜ヶ崎線ですけども、鉄道事業者については1事業者当たりとして1,000万という状況になってます。 以上です。

〇石引委員長

山宮委員。

〇山宮委員

ありがとうございました。

これだけの税金が補助として公共交通に使われてはいるんですけれども、もう少し乗る人が増えたらいいなと思いますし、工夫が必要だなっていうふうにも思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

以上です。

〇石引委員長

他にありませんか。滝沢委員。

〇滝沢委員

21 ページのですね、01083300 都市公園管理費の龍ヶ岡公園トイレの改修工事について、 先ほど札野委員の質問で、2ヶ所あるということだったんですけども。

公園の改修工事とかですね、金額だけ見ても、ちょっと私たちも判断できないと思いますので、こういう工事費があったときはですね、工事の図面と仕様書とかそういうのがあれば、その辺が妥当なのかどうかっていうことを判断しやすいと思うので、そういうものを出していただければなというふうに思います。

今日の朝、龍ケ崎市駅前のトイレの改修を見に行ったんですけど、前回も 3,800 万高いんじゃないかって話したんですけど、改めて見に行って、やっぱり高いんじゃないかって思いましたので。やっぱり躯体をいじらないで、ただ躯体を覆ちゃって、中の電気交換して、その中の内装工事変えるだけで 3,800 万しますと言って、多分誰も納得しないと思うんですよね。

我々も議会で通したサイドとしても、議会の人何やっているのとういうふうになっちゃいますんで。

判断基準として図面とか、どういうものがどういうふうになるんだとか、リフォームをイメージすると思うんですけど、中を改修して外はやらないのかとか、そういう仕様書っていうか、どういうふうにやるのかわかれば、多少判断基準として違うと思うんで、そういうのがある時にはですね、わかりやすく出していただけると助かると思います。

以上です。

〇石引委員長

橘原都市施設課長。

〇橘原都市施設課長

今、龍ヶ岡公園のトイレ改修ということでお話がございまして、ちょっとお話をさせていただくと、現在この 4,900 万という積算をしたわけなんですけども、そちらについては同じような内装を改修したものの平米単価を出しまして、それに、今、資材の方が高騰しているということがございますので、そちらのパーセンテージをかけて、それで平米で掛けて2ヶ所でということなんですよね。

あと、一つこちらで申し上げますと、管理棟のトイレが女子トイレっていうのが一つしかないんですよ。

非常に利用者も多いということもございますんで、多少内装の改装というか、男子と女子を入れ替えるとか、またちょっと壁を抜いて広げるとかっていうことをちょっと今検討しているところでございます。

図面の方はまだちょっとでき上がっていませんので、今後、お示しできる時が来ればお 示しするということでお願いしたいと思います。 以上です。

〇石引委員長

他にありませんか。後藤委員。

〇後藤委員

2点をお聞かせいただきたいと思います。

最初にですね 19 ページのコードナンバー下 5 桁 25000 の新長戸コミュニティセンター建設事業についてお伺いしたいんですけれども、この 1 点目としては、今回再検討ということで再検討された中で、コスト増となる部分、どういった面があったのかっていうのを教えていただきたいのと、コスト増になる部分があるんであれば、総事業費に与える影響といいますか、どれぐらい総事業費としては上昇してしまうのか、この 2 点教えてください。

〇石引委員長

鴻巣コミュニティ推進課長。

○鴻巣コミュニティ推進課長

全員協議会の方でも、一度ご説明をさせていただいたんですけれども、当初想定しておりました費用との差というのはほとんどございません。

今まで建てた市内のコミュニティセンターの状況ですね、そちらとの比較をしたという ところがコスト面というところになります。

あと加えてできることといたしましては、コミュニティセンターの建設に当たりまして、中の装備面ですね、そちらの方での加えることができないかということで内部での検討を させていただきました。

特に地元とお話させていただいた中では、多目的室についての床材の変更であったりとか、あとは鏡の設置などですね、導入できる内容というものを想定して入れさせていただいた程度なので、実施設計の中で変更可能かなという結論に至ったということでございます。

〇石引委員長

後藤委員。

〇後藤委員

コスト面での増加はほぼないということで理解いたしました。

この件でスケジュールについてちょっと確認させていただきたいんですけど。

少し戻って 12 ページの継続費補正のところなんですが、最初のご説明では実施設計については 1 年程度見込まれるので、令和 4 年度、令和 5 年度の 2 ヵ年の継続費を設定させていただいたという、ご説明があったと思うんですけど。当初の理解では、令和 4 年度に実施設計やって、令和 5 年度に単年度で建設やって、令和 6 年度当初に供用開始っていうスケジュールだったと思うんですけど、10 日の全協などでも供用開始までのスケジュールについては、変更は無いというようなお話だったと思うんですけども、継続費設定されるということで、単純に 3 ヶ月ぐらいはスケジュールとしては後ろ倒しになるという理解でよろしいですか。

それとも建設か何かで縮められて、当初予定通りのスケジュールということなんでしょうか。ちょっとスケジュールだけ確認させてください。

〇石引委員長

鴻巣コミュニティ推進課長。

○鴻巣コミュニティ推進課長

スケジュールについてなんですけれども、今回継続費ということで実施設計の予算の方が計上させていただいております。

その辺を踏まえまして、建設等を 5 年度からということで始まるかと思いますけど、施設のオープンにつきましては、これからの進捗状況にもよるかと思うんですが、6 年度内にオープンという形で進めて参りたいと考えております。

〇石引委員長

後藤委員。

〇後藤委員

今の説明ですとやはり、6年度内にはオープンできるということですけども、スケジュールとしては少し後ろ倒し、再検討前よりは後ろ倒しになるのかなというところで理解いたしました。

また、最後ですね、皆さんからご質問あったとこなんですけど 21 ページの都市公園管理費のトイレ改修について、私からもお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

龍ヶ岡公園、本当に市民の皆様、市外の皆さんにも大変楽しんでいただいてて、非常に皆さんに喜んでいただいている施設だと思うんですけど、やはりトイレだけが不評だということは大分お聞きしています。

なかなか故障してそのままというような状況も長かったりして、空いてればさんさん館であるとか、隣の商業施設とかのトイレを使ってますよっていう声をお聞きしていましたので、今回トイレを改修していただけるということはよかったなと思うんですけれども。その中でお聞きしたいのが、人も集まるっていうところで、これまでのことも踏まえて、やはり故障であるとか、いたずら、こういったことも相当懸念されるのかなと。

せっかくこれだけの費用かけて改修したのに、また使えない時期が出てきてしまうと、本当に残念だなと思うので、防犯といいますか、いたずら対策であるとかそういった点というのが今回検討されていますでしょうか。

〇石引委員長

橘原都市施設課長。

〇橘原都市施設課長

龍ヶ岡につきましては、基本的に管理人とかがいない公園でございます。

それで、やはり以前からも非常にトイレのいたずらとか、ステージのいたずらとかいうふうなことはございました。

市民からの要するに修繕の、こういうところが壊れてますよとか、あとは里親さんがいますんで、そちらからの情報提供というようなこともあります。

発見した場合には現地にすぐに見に行きまして、直すようにはしているということなんですね。

防犯対策ということに関しては、龍ヶ岡公園については入り口とステージと遊具のところ、カメラが三つついてるんですよ。

それに関してはトイレは映っていないんで、ちょっとわからないところなんですけども、 今現在はそのトイレの要するにいたずらとか、そういったものに関しての防犯対策ってい うのは、ちょっと考えてないということでございます。

〇石引委員長

後藤委員。

〇後藤委員

どういった対策ができるか、防犯カメラまでということもないかもしれないですけど。例えば夜間、若者だけってことじゃないでしょうけど、例えばモスキート音を夜間流すというような対策なんかもあるのかなと思いますけども、ちょっとその防犯面での対策、かなりいたずらされてしまうとやっぱりその改修、すぐ対応してくださったとしてもやっぱりコスト面もあるし、その間の利用者の不便っていうのもあると思うので、今回、これだけの金額で利便性を高めるための改修するので、ちょっとそういった点も少し検討を、今後ですねちょっと加えていただければと思いますので、意見、要望だけです。以上です。

〇石引委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

〇石引委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、報告第 2 号、専決処分の承認を求めることについての 2 案件については関連しておりますので一括して説明を受け審議を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

荒槇市民生活部長。

〇荒槇市民生活部長

3 月に専決処分をさせていただきました、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることに

ついて、龍ケ崎市税条例の一部を改正する条例についてと、報告第2号、龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

委員の皆様には補足資料としまして、報告第1号及び報告第2号、税制改正等に伴う市税条例等の改正理由等概要(3月専決分)という資料を配布させていただいておりますので、主な改正点につきまして抜粋して説明をさせていただきます。

なお、専決処分による改正や地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行となったものについて、国の準則に従って、条例改正を行っております。

はじめに報告第1号でございます。

議案書は14ページから17ページまでを新旧対照表にて、ご説明をいたします。

第 47 条の規定中、法人市民税では法人税法改正等に対応するもので連結納税制度から グループ通算制度へ移行されたことによる、新制度の施行に合わせまして、法律から引用 しておりました申告する際の磁気テープでの提出の除外規定が改めましたため、第 47 条 の規定中の引用していた条及び項を改正するものでございます。

新旧対照表の 15 ページをお開きください。付則第 5 条の固定資産税では、景気回復に万全を期するため、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、激減緩和の観点から令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の評価額の現行 5%から2.5%とする措置を講じるため、改正するものでございます。

新旧対照表の16ページから17ページのご説明になります。

付則第 10 条の 2 におきまして、特定都市河川浸水被害対策法に規定しております、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に掛かります、課税標準の特別措置を求める規定が新設されたことによる付則第 10 条の 2 の規定中の項の追加及びそれに伴い繰り上げ繰り下げによる項のずれを改正しております。

新旧対照表の17から18ページの説明になります。

付則第 10 条の 3 におきまして、今回の改正により、省エネ改修工事とあわせまして、省エネや創エネに資する、太陽光発電装置、高効率給湯器などの省エネ設備の設置が行われました住宅にかかる固定資産税も減税措置が拡充されたことにより、付則第 10 条の 3 の規定を改正するものでございます。

続きまして新旧対照表の 18 ページの付則第 10 条の 4 の 2 の軽自動車税につきましては、 法律改正に伴いまして、法律の規定から引用している条及び項の改正を行うものでござい ます。

続きまして、議案書の 17 ページをお開きください。

下段にございます、付則についてでございます。

第1条では当該条例の施行期日を令和4年4月1日とするものです。

第2条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。

続きまして、報告第 2 号、龍ケ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。

新旧対照表 19 ページから 21 ページの説明でございます。

市税条例の一部改正と同時に、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い都市計画 税条例において商業地等にかかる課税標準額の上昇幅を評価額の現行 5%から 2.5%とす る措置及び貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置並びに法律か ら引用している条及び項の改正を行ったものでございます。

続きまして、議案書の21ページをお開きください。

付則でございます。

施行期日につきましては、第1項の市税条例と同様に令和4年4月1日とするものでございます。

次に第2項では、当該条例の改正に伴う経過措置を規定したもので、令和3年度分までの都市計画税については従前の例によるとするものでございます。

説明については以上でございます。

〇石引委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 後藤委員。

〇後藤委員

2点お聞きしたいと思います。

まず、報告1号の17ページです。

付則の第2条についてお伺いしたいんですけれども、この改正の理由についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

本来 5%に上がるところを 2.5%にっていうことだと思うんですけど、ちょっとこの改 正の理由について教えていただきますでしょうか。

〇石引委員長

大堀税務課長。

〇大堀税務課長

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これは、いわゆる負担調整措置というところでの説明になるかと思うんですけれども、 土地がですね、バブル期の時なんかの話になっちゃうんですが、急激に土地の価格が上が った時期があったんです。

その時にですね、これ平成 6 年度まで遡るんですけども、一般的なこの土地についてですね、固定資産税とか都市計画税、こちらの評価額の水準というのを地価公示価格の 7 割程度に統一しようという国の動きがあったということで、急激に評価額の水準が上がった場合、こちらは評価額最低でも5%に抑えてこうっていう措置がとられてます。

これまでずっとそういう形でやってこられたんですけれども、龍ケ崎市の場合は急激に上がってる土地がなくてですね、今回は特に商業地に特化して、通常の 5%ということで、急激に上がった場合 5%ルールということで抑えましょうということなんですけども、急激に上がった地域がございませんので、今回は要するに受け皿として条例改正をしているということにとどめているということです。

ちなみにですね、具体例をこちらで申し上げますと、例えばですね、評価額が 500 万、ということになりますと固定資産税で例えますと、5%ルールの場合ですと固定資産税が 5万 2,500 円、都市計画税の相当額 1万 1,250 円なんですけれども、これを 2.5%に抑えることによって、5 万 2,500 円のところ固定資産では 5 万 750 円で、都市計画税相当額が 1万 1,250 円のところが 1万 875 円というところで抑えられると、ちょっと具体例としてはこれはいいのかどうかってのはちょっと置いといてですね。

ただそういう措置が今回国の制度として取り入れられたと、それを受け、そういった措置が必要になった場合に受け皿として今回条例の改正に至っているということでございます。

〇石引委員長

後藤委員。

〇後藤委員

今回の改正で実際に影響を受ける方いらっしゃらないということで理解いたしました。 それで教えていただきたいんですけど、納税者としてはこういった改正っていうのは自 治体の方としてはこういった国の措置で変えることによって、減収になってしまうわけで

すよね。

仮にこの対象の方がいた場合、その時って、例えば固定資産税の減収分というのは国の 方から補填されるような仕組みになっていたりするんでしょうか。

仮の話ですけど、こういった時はどうなるんでしょうか。

〇石引委員長

大堀税務課長。

〇大堀税務課長

今回ですね、お示しされた国の方の税制改正の中では、そこまで全額補填するというと ころまでは示されていないのが現状です。

ただですね、通常のいわゆる交付税措置の時に、そこが取り入れられるのかどうなのかっていうのは、今後ちょっと国の議論をですね、注視していきたいなというふうには考えております。

以上です。

〇石引委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

〇石引委員長

別にないようですので採決します。

まず、報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

次に、報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第3号、専決処分の承認を求めることについての所管事項について執 行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

これは歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,713 万 7,000 円を減額し、歳入歳出 の総額をそれぞれ 309 億 1,679 万 1,000 円とするものでございます。

その他、繰越明許費の追加変更及び、地方債の補正を行ったものでございます。

第2表、繰越明許費の追加で排水路整備事業でございます。

こちらにつきましては論所排水路補修工事に当たりまして、工事手法、設置設備に係る借地や、土地所有者との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため令和4年度に繰り越したものでございます。

次に、繰越明許費の変更で、表中2段目でございます。

市道第 I -385線(佐貫 3 号線)整備事業でございます。

さらにその下、橋梁維持補修事業でございます。

年度内の執行見込み額の減少分 190 万円を繰越額に上乗せし、変更したものでございます。

〇荒槇市民生活部長

第3表地方債補正の変更でございます。

廃止としまして、コミュニティセンター整備事業でございます。

これは龍ケ崎コミュニティセンター、八原コミュニティセンターの 2 カ所の内装改修工事費の確定に伴いまして借入を取りやめたものでございます。

下の表の変更分としまして、上から1段目、旧長戸小学校施設解体事業でございます。 これは旧長戸小学校校舎、プールの解体工事費の確定によります地方債の限度額の変更 でございます。

〇落合都市整備部長

3番目、4番目でございますが、地方道路整備事業及び排水路整備事業でございます。 対象事業費の確定により起債限度額を変更するものでございます。

地方道路整備事業では 820 万円の減、排水路整備事業では 220 万円の減となっております。

続きまして40、41ページをお開きください。

〇荒槇市民生活部長

上から二つ目の表、国庫支出金の最下段の商工費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(経済対策分)一番下の市債のコミュニティセンター整備事業債でございます。

こちらは龍ケ崎コミュニティセンター八原コミュニティセンター、2ヶ所の内装改修工事費の確定によりまして減額するものでございます。

その下、旧長戸小学校施設解体事業債でございます。

こちらにつきましても、旧長戸小学校校舎、プールの解体工事費の確定により減額する ものでございます。

42、43ページをお開きください。

〇落合都市整備部長

地方道路整備事業費債及び、排水路等整備事業債でございます。

こちらにつきましては、先ほど第 3 表でご説明申し上げました通り、工事費等の確定による減額でございます。

続きまして44、45ページをお開きください。

〇荒槇市民生活部長

上から四つ目の事業費、コミュニティセンター管理費の工事請負費でございます。 その下新長戸コミュニティセンター建設事業の工事請負費でございます。

こちらにつきましても、旧長戸小学校校舎、プールの解体工事費の確定によりまして減額をするものでございます。

46、47ページをお開きください。

〇菅沼産業経済部長

一番上の表、商工業振興費、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策につきましては、

感染症拡大防止対策等協力事業者支援事業が完了したことから、当該事業に係る予算において執行残となる補助金の他印刷製本費、通信運搬費について不用額として確定した計 52万2,000円を減額するものです。

続きまして、その下の表でございます。

○落合都市整備部長

土木費でございます。

続きまして、コードナンバー01081800 市道第 I -380 号線(佐貫 3 号)線整備事業費でございます。

こちらにつきましては、委託料の確定に伴い、不用額を減額し、補償額の不足額について増額をしたものでございます。

続きまして、一番下の表、コードナンバー01082500排水路整備事業でございます。

こちらにつきましては、委託料の確定により、全体で 285 万円を減額したものでございます。

報告第3号についての説明につきましては以上でございます。

〇石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[発言する者なし]

〇石引委員長

別にないようですので採決いたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

最後に、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて執行部から説明願います。 荒槇市民生活部長。

〇荒槇市民生活部長

議案書の23ページをお開きください。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについてでございます。

和解に関することについてでございます。

令和4年1月14日、午前10時25分ごろ、龍ケ崎市馴柴町35番地の茨城県竜ヶ崎工事事務所駐車場におきまして、防犯灯設置に係る手続きのため、同事務所を訪れた公用車を龍ケ崎市在住の方が所有する普通乗用車に接触させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから地方自治法第179条第1項の規定により、これを処分したものでございます。

公用車から降車しようとドアを開けた際に、風にあおられまして、公用車の右側に駐車中のドアに接触させ損傷させたものでございます。

過失割合は 100% でございまして、損害賠償額は 30 万 860 円でございます。 説明は以上でございます。

〇石引委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。 山宮委員。

〇山宮委員

今の説明でよくわかりました。突風が来た時にドンと。 私も経験がありますが、30万円は高いと。どうして30万円なのでしょう。

〇石引委員長

荒槇市民生活部長。

〇荒槇市民生活部長

車種はレクサスでございます。

運転手側のドアを板金塗装した代金が内訳を申しますと 10 万 1,860 円、それに 15 日間の代車利用代金が、19 万 9,000 円ということで、足しまして 30 万 860 円となります。 以上でございます。

〇石引委員長

山宮委員。

〇山宮委員

後から止める場合はなるべく高級車の隣には止めないように、相手に止められたらどう しようもないんですけど、気を付けていただきたいと思います。

〇石引委員長

他にありませんか。

[発言する者なし]

〇石引委員長

別にないようですので採決いたします。報告第4号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇石引委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

この際ですので、何か他のことでも構いませんので、何かご意見とかある委員があれば 発言をお願いします。

どなたかいらっしゃいますか。

鴻巣委員。

〇鴻巣委員

ちょっとお聞きします。

一般質問でもありましたけど、その佐貫停車場線に農業法人がくるという話でしたけど、 農業委員会には説明されてるんですよね。

〇石引委員長

菅沼産業経済部長。

〇菅沼産業経済部長

農業委員会が主体となって地域の意向調査を実施するもので、農業委員会の席で企業側が通知をするということの了承を得るためにその場で説明しております。

〇石引委員長

鴻巣委員。

〇鴻巣委員

それで企業側が来たと。

その時、企業の人も来たということでよろしいですか。

農業委員会に説明するの、わかりました。

そしたら、その後環境生活委員会なり、全協で議員の皆さんに、大きな変更になります からね、まちづくりという観点から言うと。

だからそういう考えは起きなかったんですか。

〇石引委員長

菅沼産業経済部長。

〇菅沼産業経済部長

以前に過去の事例で、オリックスという企業参入というお話がございましたときにも、その時点で、結局参入はしなかったんですけれども、参入はちょっと決定していなくて、地権者の方にも企業名は示さず、もしこういうのが来たならば、売っていただけますか、貸していただけますか、それとも売ることはしないんですかっていう質問だったため、今回も現時点ではちょっと決定していなかったので、企業名の公表を控えさせていただきいただいたんですけれども。

もちろんある程度進行状況を見ながらしかるべきタイミングで、もちろん議員の皆様に は報告するべきだと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

〇石引委員長

鴻巣委員。

〇鴻巣委員

理解しました。

じゃあ、私も議長にも話して、全協を開いてこれ説明してくださいということはお願いしましたし。

他の議員さんも皆さんやっぱりどうしても説明してもらうべきじゃないかっていうことですので、近々お願いします。

それと、サラっていう会社だったと、私も知らなかったんでその時に。

うちに帰ってネットで調べてみましたら、その会社やっている方が、元岡山県県会議員 の小林健伸っていう名前出てましたけど、ご存知だったんですか。

〇石引委員長

萩原市長。

〇萩原市長

この間も議会の方で質問があって、そのときに、突然その名前を言ってくれっていう話だったものですから。

企業側に確認をしておりませんでした。なので、その確認をしてから、会社の意向も踏まえてお答えをしたいというふうに思います。

ちなみに、参入する会社の社長については知っていました。

〇石引委員長

鴻巣委員。

〇鴻巣委員

わかりました。 全協で近いうち説明をよろしくお願いいたします。

〇石引委員長

他にありますか。

ちょっと長くなってしまいました。

これをもちまして環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

なお委員の皆様におかれましては、この後協議事項がありますので、このままちょっと お待ちください。